

同時発表：総合政策局運輸審議会審理室

令和6年7月18日

北海道運輸局鉄道部

北海道旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の 上限変更認可申請事案に関する公聴会の開催概要について

運輸審議会は、標記事案の審議に当たり実施することとしていた公聴会について、令和6年9月3日（火）に北海道で公聴会を開催することを決定しました。

運輸審議会は、令和6年7月4日付けで国土交通大臣から諮問があった標記事案を審議するに当たり、一般公述人の様々な意見を聴いた上で判断を行うため、国土交通省設置法第23条の規定に基づき職権で公聴会を開催する旨を7月9日付けでお知らせしておりますが、このほど、その開催日程等の概要を決定するとともに、公述及び傍聴の申込み受付を開始しましたのでお知らせします。**資料1**

なお、公聴会当日の進行予定及び取材要領は、令和6年8月22日（木）に改めてお知らせする予定です。

○運輸審議会について

運輸審議会は国家行政組織法第8条に規定する審議会であり、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

公聴会は公開で行います。その他の審議は非公開で行いますが、配付資料及び議事概要は答申後、運輸審議会のホームページにて公表予定です。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 増田、藤間
(直通) 03-5253-8810

[鉄道の旅客運賃の上限変更認可に関する問合せ先]

鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室 小林、浪岡
(代表) 03-5253-8111 (内線 40652、40634)、(直通) 03-5253-8543

北海道旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の 上限変更認可申請事案に関する公聴会の開催概要

令和6年7月4日付けで国土交通大臣から諮問がありました標記事案について、当審議会は、公聴会を下記のとおり開催することとしました。

記

1. 日時・場所

日時：令和6年9月3日（火） 午前10時00分から
場所：一般社団法人 札幌地区トラック協会3階 研修室
（北海道札幌市東区北28条東1丁目2-8）

2. 事案の要旨

事案番号：令6第3002号
事案の種類：鉄道の旅客運賃の上限変更認可
申請者：北海道旅客鉄道株式会社
事案の内容：[資料2](#)参照

3. 開催内容（予定）

- ・申請者からの申請事案の内容の説明
- ・一般公述人による公述
- ・運輸審議会委員からの申請者に対する質問

※当日の進行予定は、令和6年8月22日（木）にお知らせする予定です。

4. 一般公述・傍聴

- ・一般公述 10人以内（1人15分以内）
- ・傍聴 WEB形式（Microsoft Teams）

5. 公述の申出

- （1）公述しようとする方は、公述申込書（5.（2）を参照してください。）及び公述書（様式は任意ですが、できる限り日本産業規格A4用紙を使用してください。）各1部を期限までに以下宛先まで提出してください。

期限：令和6年8月1日（木）正午 必着

宛先：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館3階 国土交通省運輸審議会

- (2) 公述申込書は、**別紙様式例**の裏面の注意事項をよくお読みになり、**別紙様式例**に従い、事案番号、事案の種類、事案の申請者、公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、住所、職業、年齢（法人・団体等の場合にあっては、その名称及び所在地並びにその法人・団体等を代表して公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、職名及び年齢）及び事案に対する賛否並びに利害関係人にあっては利害関係を説明する事項を記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を付記してください。
- (3) 公述は、公述書に記載されたところにしたがってこれをしなければならないと規定されておりますので、公述書には、公述しようとする方ごとに、その氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載してください。
- (4) 議事の整理上、一般公述人の人数は、10人以内とし、また、1人の公述時間は15分以内とします。一般公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名を令和6年8月22日（木）午後2時から運輸審議会公聴会のホームページに掲載し、運輸審議会の掲示板に掲示する予定です。
（掲載予定 URL : https://www.mlit.go.jp/page/unyu00_hy_000041.html）
- (5) 公述人に選定された方は、公聴会開始時刻までに会場にお越しください。

6. 傍聴の申込み

- (1) 傍聴を希望される場合は、電子メールにて、申込みをする方の、[1]氏名（業務として傍聴する場合には所属先名称でも可）[2]住所（市区町村名まで）を記入のうえ、件名を「北海道旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請事案に関する公聴会の傍聴申込」として、以下のメールアドレスまでお申し込みください。なお、通信状況によって映像・音声の乱れや一時的な停止があることを予めご了承ください。

期限：令和6年8月1日（木）正午 必着

送付先 hqt-since1949-unyushingikai@gxb.mlit.go.jp

- (2) 傍聴人数（アクセス可能端末数）は300人以内とし、申込み多数の場合は先着順とします。
- (3) 傍聴用 URL については、傍聴にあたってのご案内とともに、6.(1)の送信元メールアドレスへの返信の形で令和6年8月22日（木）にお知らせする予定です。その際、@ki.mlit.go.jp からのメールが受信可能となるような設定をお願い

いします。なお、公聴会当日の傍聴（アクセス）の際には、お申込みの1つのメールアドレスあたり1端末限りとします。

7. 申請書その他の関係書類の閲覧

当該事案の申請書その他の関係書類については、令和6年7月18日（木）から、公述申込書及び公述書等に係る文書（一般公述の申出があった場合に限り）については、個人宅の住所、電話番号等を黒塗りした上で、令和6年8月5日（月）から、それぞれ運輸審議会公聴会のホームページにおいて、閲覧することができます。

（掲載予定 URL : https://www.mlit.go.jp/page/unyu00_hy_000041.html）

8. 公聴会の運営

公聴会の運営は、運輸審議会一般規則によります。

9. 取材申込み方法

公聴会当日の取材要領については、令和6年8月22日（木）にお知らせする予定です。

10. その他

その他不明な点については、国土交通省総合政策局運輸審議会審理室（03-5253-8810）にお問い合わせください。

○国土交通省告示第1006号

運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第15条第1項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

令和6年7月9日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

事案番号	令6第3002号								
事案の種類	鉄道の旅客運賃の上限変更認可								
申請事業者	北海道旅客鉄道株式会社								
事案の内容	<p>すべての運賃に消費税及び地方消費税（10%）を含んだ以下の額を上限額とする。</p> <p>1. 北海道旅客鉄道株式会社線内のみを利用する場合の鉄道の普通旅客運賃</p> <p>(1) 鉄道の普通旅客運賃の計算方法及び端数計算 鉄道事業法第16条第1項の定めに基づき、令和元年9月5日（国鉄事第115号）で国土交通大臣の認可を受けた賃率、計算方法及び端数計算による額に、1.10を乗じ10円未満の額を四捨五入し10円単位とした額とする。 ただし、賃率等のうち一部を(2)～(4)のとおり変更する。</p> <p>(2) 幹線のみを乗車する場合の普通旅客運賃の賃率等</p> <p>① 賃率 営業キロ1キロメートルごとの現行の賃率200キロメートルまでの部分19円70銭を21円16銭に、200キロメートルを超え300キロメートルまでの部分16円20銭を16円36銭に、300キロメートルを超え600キロメートルまでの部分12円85銭を12円83銭に変更する。</p> <p>② 営業キロ100キロメートルまでの普通旅客運賃 前①にかかわらず、営業キロが100キロメートルまでの普通旅客運賃は現行の運賃を次のとおり変更する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>営業キロ</th> <th>運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-3</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>4-6</td> <td>270円</td> </tr> <tr> <td>7-10</td> <td>310円</td> </tr> </tbody> </table>	営業キロ	運賃	1-3	210円	4-6	270円	7-10	310円
営業キロ	運賃								
1-3	210円								
4-6	270円								
7-10	310円								

11－15	360 円
16－20	470 円
21－25	580 円
26－30	680 円
31－35	800 円
36－40	920 円
41－45	1,040 円
46－50	1,210 円
51－60	1,380 円
61－70	1,590 円
71－80	1,800 円
81－90	2,020 円
91－100	2,240 円

(3) 地方交通線のみを乗車する場合の普通旅客運賃の賃率等

① 賃率

営業キロ1キロメートルごとの現行の賃率182キロメートルまでの部分21円60銭を23円11銭に、182キロメートルを超え273キロメートルまでの部分17円80銭を18円35銭に、273キロメートルを超え546キロメートルまでの部分14円10銭を14円2銭に、546キロメートルを超える部分7円70銭を7円72銭に変更する。

② 営業キロ100キロメートルまでの普通旅客運賃

前①にかかわらず、営業キロが100キロメートルまでの普通旅客運賃は現行の運賃を次のとおり変更する。

営業キロ	運賃
1－3	210 円
4－6	270 円
7－10	320 円
11－15	360 円
16－20	470 円
21－23	580 円
24－28	680 円
29－32	800 円
33－37	920 円
38－41	1,040 円
42－46	1,210 円
47－55	1,380 円
56－64	1,590 円
65－73	1,800 円
74－82	2,020 円

83-91	2,240 円
92-100	2,480 円

(4) 幹線と地方交通線を連続して乗車し、その営業キロが10キロメートルまでの場合

現行の運賃を次のとおり変更する。

営業キロ	運賃
1-3	210 円
4-6	270 円
7-10	320 円

2. 鉄道の定期旅客運賃

(1) 通勤定期旅客運賃

現行の運賃を次のとおり変更する。

(円)

営業 キロ	幹線のみを乗車する場合			地方交通線のみを乗車する場合		
	1箇月	3箇月	6箇月	1箇月	3箇月	6箇月
1	7,690	22,000	39,460	7,690	22,000	39,460
2	7,690	22,000	39,460	7,690	22,000	39,460
3	7,690	22,000	39,460	7,690	22,000	39,460
4	9,490	27,220	48,990	9,950	28,530	51,220
5	9,490	27,220	48,990	9,950	28,530	51,220
6	9,490	27,220	48,990	9,950	28,530	51,220
7	10,950	31,420	56,460	11,370	32,540	58,520
8	10,950	31,420	56,460	11,370	32,540	58,520
9	10,950	31,420	56,460	11,370	32,540	58,520
10	10,950	31,420	56,460	11,370	32,540	58,520
11	12,920	37,000	66,490	12,920	37,000	66,490
12	12,920	37,000	66,490	12,920	37,000	66,490
13	12,920	37,000	66,490	12,920	37,000	66,490
14	12,920	37,000	66,490	13,670	39,200	70,240
15	12,920	37,000	66,490	13,670	39,200	70,240
16	16,750	47,960	86,290	16,750	47,960	86,290
17	16,750	47,960	86,290	16,750	47,960	86,290
18	16,750	47,960	86,290	16,750	47,960	86,290
19	16,750	47,960	86,290	17,460	50,000	89,850
20	16,750	47,960	86,290	17,460	50,000	89,850
21	20,980	60,140	108,160	20,980	60,140	108,160

		22	20,980	60,140	108,160	20,980	60,140	108,160	
		23	20,980	60,140	108,160	21,680	62,120	111,710	
		24	20,980	60,140	108,160	24,690	70,630	128,030	
		25	20,980	60,140	108,160	24,690	70,630	128,030	
		26	24,270	69,650	128,030	24,690	70,630	128,030	
		27	24,690	70,630	128,030	24,690	70,630	128,030	
		28	24,690	70,630	128,030	25,090	71,980	129,260	
		29	24,690	70,630	128,030	28,320	81,080	147,460	
		30	24,690	70,630	128,030	28,660	82,080	147,460	
		31	27,700	79,350	147,460	28,660	82,080	147,460	
		32	28,320	81,080	147,460	29,280	83,810	150,910	
		33	28,660	82,080	147,460	31,960	91,580	169,250	
		34	28,660	82,080	147,460	32,450	93,070	169,250	
		35	28,660	82,080	147,460	32,850	94,060	169,250	
		36	31,350	89,750	169,250	32,850	94,060	169,250	
		37	31,960	91,580	169,250	33,340	95,550	172,550	
		38	32,450	93,070	169,250	35,320	101,090	190,950	
		39	32,850	94,060	169,250	35,760	102,400	190,950	
		40	32,850	94,060	169,250	36,380	104,270	190,950	
		41	34,880	99,960	190,950	37,620	107,820	196,560	
		42	35,320	101,090	190,950	40,370	115,650	226,080	
		43	35,760	102,400	190,950	40,870	117,180	226,080	
		44	36,380	104,270	190,950	41,310	118,490	226,080	
		45	36,820	105,390	190,950	41,750	119,790	226,080	
		46	40,000	114,560	226,080	42,480	121,750	227,390	
		47	40,370	115,650	226,080	43,380	124,450	246,900	
		48	40,870	117,180	226,080	43,970	125,940	249,890	
		49	41,310	118,490	226,080	44,710	128,170	253,870	
		50	41,750	119,790	226,080	45,290	129,910	255,360	
		51	42,720	122,700	243,430	46,450	133,150	255,360	
		52	43,380	124,450	246,900	47,190	135,380	255,360	
		53	43,970	125,940	249,890	47,780	137,110	255,360	
		54	44,710	128,170	253,870	48,440	138,860	255,360	
		55	45,290	129,910	255,360	49,440	141,710	263,300	
		56	45,950	131,650	255,360	50,080	143,670	285,060	
		57	46,450	133,150	255,360	50,760	145,670	288,490	
		58	47,190	135,380	255,360	51,320	147,100	291,920	
		59	47,780	137,110	255,360	52,090	149,400	295,360	

		60	48,440	138,860	255,360	52,660	151,120	295,360	
		61	49,510	142,240	281,620	53,900	154,550	295,360	
		62	50,080	143,670	285,060	54,570	156,550	295,360	
		63	50,760	145,670	288,490	55,240	158,270	295,360	
		64	51,320	147,100	291,920	55,620	159,130	297,080	
		65	52,090	149,400	295,360	56,700	162,650	322,050	
		66	52,660	151,120	295,360	57,240	163,940	325,300	
		67	53,230	152,550	295,360	57,890	165,880	328,540	
		68	53,900	154,550	295,360	58,320	167,180	331,130	
		69	54,570	156,550	295,360	59,180	169,450	333,070	
		70	54,990	157,540	295,360	59,720	171,070	333,070	
		71	55,950	160,380	318,170	60,910	174,640	333,070	
		72	56,700	162,650	322,050	61,560	176,580	333,070	
		73	57,240	163,940	325,300	63,610	182,080	340,850	
		74	57,890	165,880	328,540	64,470	185,070	366,510	
		75	58,320	167,180	331,130	65,080	186,890	370,140	
		76	59,180	169,450	333,070	65,810	188,340	373,050	
		77	59,720	171,070	333,070	66,540	190,520	376,690	
		78	60,270	173,020	333,070	67,030	192,340	376,690	
		79	60,910	174,640	333,070	67,750	194,160	376,690	
		80	61,560	176,580	333,070	68,350	195,620	376,690	
		81	63,870	183,260	363,600	69,570	199,260	376,690	
		82	64,470	185,070	366,510	70,300	201,440	380,330	
		83	65,080	186,890	370,140	71,410	204,530	405,810	
		84	65,810	188,340	373,050	71,820	206,140	408,240	
		85	66,540	190,520	376,690	72,630	208,170	412,290	
		86	67,030	192,340	376,690	73,170	209,790	412,290	
		87	67,750	194,160	376,690	73,840	211,410	412,290	
		88	68,350	195,620	376,690	74,520	213,440	415,530	
		89	68,960	197,440	376,690	75,060	215,060	415,530	
		90	69,570	199,260	376,690	75,600	216,680	415,530	
		91	70,420	202,010	399,980	76,280	218,700	416,340	
		92	71,090	203,620	404,010	77,070	221,410	440,150	
		93	71,500	205,230	406,420	77,820	223,200	443,720	
		94	72,310	207,240	410,450	78,570	224,980	447,290	
		95	72,840	208,850	412,870	79,310	227,220	451,760	
		96	73,510	210,470	413,690	80,060	229,450	455,330	
		97	74,190	212,490	413,690	80,790	231,230	458,000	

98	74,730	214,100	413,690	81,540	233,470	458,000
99	75,260	215,710	413,690	82,140	235,700	458,000
100	75,940	217,730	413,690	83,030	237,930	458,000

(円)

営業 キロ	幹線と地方交通線を連続して乗車する場合		
	1箇月	3箇月	6箇月
1	7,690	22,000	39,460
2	7,690	22,000	39,460
3	7,690	22,000	39,460
4	9,950	28,530	51,220
5	9,950	28,530	51,220
6	9,950	28,530	51,220
7	11,370	32,540	58,520
8	11,370	32,540	58,520
9	11,370	32,540	58,520
10	11,370	32,540	58,520

(2) 通学定期旅客運賃

現行の運賃を次のとおり変更する。

(円)

営業 キロ	幹線のみを乗車する場合			地方交通線のみを乗車する場合		
	1箇月	3箇月	6箇月	1箇月	3箇月	6箇月
1	4,100	11,680	22,230	4,110	11,720	22,230
2	4,100	11,680	22,230	4,110	11,720	22,230
3	4,100	11,680	22,230	4,110	11,720	22,230
4	4,850	13,800	26,240	4,980	14,190	26,830
5	5,220	14,930	28,290	5,380	15,310	29,060
6	5,590	15,940	30,330	5,790	16,520	31,300
7	6,550	18,700	35,490	6,680	19,010	36,050
8	7,170	20,480	38,840	7,340	20,850	39,510
9	7,630	21,770	41,180	7,750	22,180	41,930
10	7,810	22,320	42,290	7,990	22,750	43,200
11	8,940	25,530	48,340	9,070	25,920	49,120
12	9,110	26,050	49,380	9,310	26,570	50,280
13	9,290	26,570	50,410	9,310	26,570	50,410
14	9,520	27,210	51,580	10,510	30,010	54,830

	15	9,520	27,210	51,580	10,510	30,010	54,830
	16	11,200	31,980	60,570	11,440	32,660	61,930
	17	11,440	32,660	61,930	11,540	32,910	62,260
	18	11,440	32,660	61,930	11,540	32,910	62,260
	19	11,620	33,160	62,940	11,900	33,930	64,290
	20	11,820	33,760	63,960	12,010	34,270	64,980
	21	12,110	34,560	65,570	12,360	35,370	67,080
	22	12,280	35,080	66,610	12,360	35,370	67,080
	23	12,280	35,080	66,610	12,360	35,370	67,080
	24	12,360	35,370	67,080	12,360	35,370	67,080
	25	12,360	35,370	67,080	12,520	35,860	68,060
	26	12,360	35,370	67,080	12,520	35,860	68,060
	27	12,360	35,370	67,080	12,730	36,350	69,000
	28	12,520	35,860	68,060	12,740	36,370	69,000
	29	12,520	35,860	68,060	12,860	36,730	69,700
	30	12,730	36,350	69,000	12,860	36,730	69,700
	31	12,860	36,730	69,700	12,860	36,730	69,700
	32	12,860	36,730	69,700	13,050	37,150	70,340
	33	12,960	37,010	70,270	13,080	37,260	70,540
	34	13,060	37,300	70,850	13,410	38,250	72,530
	35	13,340	38,170	72,580	13,470	38,420	72,860
	36	13,580	38,760	73,850	13,850	39,410	74,850
	37	13,640	38,920	73,850	14,290	40,740	77,170
	38	13,970	39,910	75,840	14,470	41,370	78,250
	39	14,020	40,070	76,170	14,910	42,120	79,750
	40	14,410	41,070	78,160	15,100	42,120	79,750
	41	14,850	42,500	80,880	15,980	44,560	84,240
	42	15,100	43,250	81,990	16,920	47,260	89,300
	43	15,540	44,360	84,240	17,420	48,350	91,910
	44	15,720	44,930	85,370	17,650	49,230	93,220
	45	16,100	46,060	87,610	18,080	50,530	95,390
	46	17,490	50,100	94,960	18,300	51,190	96,700
	47	17,640	50,520	95,830	18,550	51,670	97,870
	48	18,150	51,620	98,450	18,880	52,420	99,360
	49	18,370	52,490	99,750	19,130	53,160	100,860
	50	18,800	53,800	101,930	19,540	54,400	102,830
	51	19,050	54,400	103,330	20,040	55,890	105,820
	52	19,380	55,390	105,320	20,450	57,140	108,300

		53	19,710	56,140	106,810	20,860	58,130	109,790
		54	19,960	56,880	108,310	21,120	59,110	111,780
		55	20,370	58,120	110,290	21,470	59,810	113,340
		56	20,700	59,120	112,280	21,470	59,810	113,340
		57	20,860	59,620	113,270	21,840	60,960	115,050
		58	21,280	60,860	115,750	22,130	61,820	116,770
		59	21,690	61,860	117,240	22,520	62,680	118,490
		60	21,950	62,730	119,150	22,900	63,820	120,770
		61	22,040	62,960	119,630	23,560	65,830	124,790
		62	22,420	64,100	121,920	23,660	66,120	125,350
		63	22,800	65,260	123,640	24,040	66,970	127,070
		64	23,090	66,110	125,360	24,310	67,820	128,220
		65	23,470	66,970	127,080	24,410	68,040	128,950
		66	23,850	68,120	129,360	24,940	69,340	131,550
		67	24,040	68,690	130,510	25,170	69,980	132,840
		68	24,520	70,120	133,370	25,380	70,640	133,490
		69	24,610	70,410	133,940	25,700	71,600	135,440
		70	24,940	71,260	135,440	26,030	72,580	137,370
		71	25,170	71,930	136,720	26,570	74,190	140,620
		72	25,490	72,900	138,670	27,000	75,490	142,560
		73	26,020	74,200	141,270	27,980	77,810	147,620
		74	26,250	74,840	142,560	28,000	77,810	147,620
		75	26,460	75,500	143,210	28,370	78,900	149,800
		76	26,780	76,460	145,160	28,600	79,620	150,530
		77	27,110	77,440	147,090	28,960	80,720	152,720
		78	27,540	78,730	149,040	29,210	81,450	154,170
		79	27,650	79,050	150,340	29,570	82,540	156,350
		80	28,080	80,350	152,280	29,940	83,630	158,530
		81	28,970	82,530	157,070	30,550	85,080	161,440
		82	29,210	83,260	158,530	30,780	86,170	162,890
		83	29,580	84,350	160,710	30,910	86,280	162,890
		84	29,810	85,080	161,430	31,180	87,090	164,500
		85	30,180	86,180	163,620	31,320	87,090	165,310
		86	30,420	86,900	165,080	31,720	88,300	167,730
		87	30,790	88,000	167,260	31,990	89,110	168,530
		88	31,150	89,090	169,440	32,390	90,310	170,950
		89	31,270	89,450	169,440	32,790	91,130	172,570
		90	31,760	90,540	172,100	32,930	91,530	173,380

91	31,850	91,130	172,570	33,190	92,740	174,990
92	32,260	92,330	174,990	33,480	93,300	176,780
93	32,520	93,140	176,600	33,780	94,190	177,670
94	32,660	93,140	177,410	34,080	94,640	179,450
95	33,070	94,350	179,830	34,520	95,970	182,130
96	33,330	95,160	180,630	34,820	96,870	183,020
97	33,740	96,360	183,050	35,120	98,210	185,700
98	34,130	97,170	184,660	35,560	99,110	187,490
99	34,270	97,580	185,470	35,710	99,540	188,380
100	34,540	98,380	187,080	36,160	100,890	191,060

(円)

営業 キロ	幹線と地方交通線を連続して乗車する場合		
	1箇月	3箇月	6箇月
1	4,110	11,720	22,230
2	4,110	11,720	22,230
3	4,110	11,720	22,230
4	4,980	14,190	26,830
5	5,380	15,310	29,060
6	5,790	16,520	31,300
7	6,680	19,010	36,050
8	7,340	20,850	39,510
9	7,750	22,180	41,930
10	7,990	22,750	43,200

令和6年 月 日

運輸審議会

会長 堀川 義弘 殿

公 述 申 込 書

運輸審議会一般規則第35条の規定により、下記のとおり公述申込みを致します。

記

1 公述しようとする事案

事案番号	令6第3002号
事案の種類	鉄道の旅客運賃の上限変更認可
事案の申請者	北海道旅客鉄道株式会社

2 公述しようとする者 ※法人・団体等の記入方法は注意事項②参照

(ふりがな)	
氏名	
(郵便番号)	〒
住所	
職業	
年齢	歳

3 事案に対する賛否 ※いずれかに○を付けて下さい

賛成 ・ 反対

4 利害関係を説明する事項 ※利害関係人のみ記入 (注意事項③参照)

--

5 自宅、勤務先等の連絡先電話番号

--

公述申込みにあたっての注意事項

- ① 公述しようとする方は、公述申込書に、公述しようとする方の氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載した公述書（様式は任意ですが、できる限り日本産業規格A4用紙を使用してください。）を添付して提出期限までに以下宛先まで提出してください。

期限 令和6年8月1日（木）正午 必着

宛先 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館3階 国土交通省運輸審議会

- ② 法人・団体等を代表して公述する場合には、「2 公述しようとする者」の氏名の欄に法人・団体等の名称及び代表して公述する者の氏名を、住所の欄に法人・団体等の所在地を、職業の欄に代表して公述する者の職名を、年令欄に代表して公述する者の年令をそれぞれ記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を「5 自宅、勤務先等の連絡先電話番号」の欄に付記してください。
- ③ 「4 利害関係を説明する事項」は、運輸審議会一般規則第5条の各号のいずれかに該当する場合にのみ記入してください。なお、記入の際は、利害関係について具体的に記載してください（必要に応じ別紙への記入も可）。

○運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）（抄）

（利害関係人）

第5条 国土交通省設置法（平成11年法律第100号。以下「法」という。）第23条の規定による利害関係人とは、当該事案に関し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 許可、認可、特許、認定若しくは承認の申請者、同意を要する協議をした者又は審査請求をした者（以下「事案の申請者」という。）
- 二 事案において、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）の名あて人となるべき者
- 三 事案の申請者と競争の関係にある者
- 四～五 （略）
- 六 前各号に掲げる者のほか、利用者その他の者のうち運輸審議会が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者

- ④ 公述申込書及び公述書は、個人宅の住所、電話番号等を黒塗りした上で、令和6年8月5日（月）から運輸審議会公聴会のホームページに掲載予定です（一般公述の申出があった場合に限りです）。
- ⑤ 一般公述人の人数は、10人以内とし、1人の公述時間は15分以内とします。一般公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名を令和6年8月22日（木）に運輸審議会公聴会のホームページに掲載予定し、運輸審議会の掲示板に掲示する予定です。